

2020年4月13日

各位

株式会社マルハチ村松
代表取締役社長 村松善八

加工食品メーカー様向け製品における、原材料の不適切な情報提供のお詫びとお知らせ

このたび、株式会社マルハチ村松加工用事業ユニットが販売しております加工食品メーカー様向けの一部の製品におきまして、表示すべき原材料の不記載、表示順位の誤り等、原材料情報に不適切なものがありました。お取引先様に原材料に関する情報を正確にお伝えしていなかったことは、重大な問題であると重く受け止めております。

現在までの状況を下記のとおりお知らせします。なお、アレルギー（特定原材料等）および食品添加物に関しましては不適切な事項は無いことが確認できており、これまでに健康被害のご報告等は頂いておりません。

お取引先様および関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

記

1. 不適切な内容について

株式会社マルハチ村松が製造する全製品について調査したところ、現在までの調査により加工食品メーカー様向けの一部の製品において、お客様への規格書に表示した原材料情報に以下の不適切な部分がありました。

① 原材料の不記載

- (ア) かつお節エキスの原材料にカツオエキスを使用していたが、カツオエキスを記載していなかった。(留型品1品目)
- (イ) かつお節だし液製品の原材料にカツオエキスを使用していたが、カツオエキスを記載していなかった。(留型品1品目)
- (ウ) そうだがつお節だし液製品の原材料にカツオエキスを使用していたが、カツオエキスを記載していなかった。(留型品1品目)
- (エ) 合わせだし液製品の原材料にカツオエキスを使用していたが、カツオエキスを記載していなかった。(1品目)
- (オ) しいたけエキスの原材料にしいたけ以外に外部購入のしいたけエキスも使用していたが、しいたけエキスを記載していなかった。(留型品1品目)
- (カ) カツオエキスの原材料にカツオ煮汁の他に、マグロ煮汁を使用していたが、マグロ煮汁を記載していなかった。(留型品1品目)
- (キ) 鰹節雑節調味品粉末製品の原材料に酵母エキス、デキストリン、食塩を使用していたが、それらを記載していなかった。(1品目)
- (ク) 煮干エキスの原材料に魚醤、酵母エキスを使用していたが、魚醤、酵母エキスを記載していなかった。(1品目)
- (ケ) 煮干だし液製品原材料に煮干エキスを使用していたが、煮干エキスを記載し

ていなかった。(1品目)

- (コ) かつお節エキスの原材料にかつおだし、かつおエキスを使用していたが、かつおだし、かつおエキスを記載していなかった。(留型品1品目)
- (サ) 昆布だし調味料の原材料の昆布エキスに配合されている、還元でん粉糖化物を記載していなかった。(留型品1品目)
- (シ) さば節調味品で塩分調整の工程をとっていたが、原材料に食塩を記載していなかった。また、原材料のたんぱく加水分解物を、同じく原材料のカツオエキスに配合されていると記載していた。(留型品1品目)

② 誤った原材料名での記載

- (ス) 合わせだし液製品の原材料にいわし節を使用していたが、いわし煮干しと記載していた。(1品目)
- (セ) 煮干エキスパウダーの原材料に、いわし節を使用していたが、いわし煮干しと記載していた。(1品目)
- (ソ) 魚介エキスの原材料に魚醤を使用していたが、原材料に魚介エキス(魚醤)ではなく魚介エキスしか記載をしていなかった。(2品目うち留型品1品目)

③ 配合されていない原材料の記載

- (タ) 鰹節雑節調味品粉末製品の原材料で配合されていない酵母エキス、デキストリンの記載をしていた。(2品目)
- (チ) 煮干エキスの原材料はカタクチイワシのみであったが、ウルメイワシ、カタクチイワシと記載をしていた。(1品目)

④ 原材料の記載順序の誤り、または配合比率の誤り

- (ツ) かつお節だし液製品の原材料の記載順が、配合量の多い順に記載をしていなかった。(留型品1品目)
- (テ) かつお節エキスの原材料の使用配合率が、誤った比率を記載していた。(1品目)
- (ト) 合わせだし液製品の原材料の煮干し、さば節、かつお節の使用配合率が誤った比率の記載をしていた。(2品目)
- (ナ) 社内原料として加工された昆布エキスの配合原材料を、分解して記載していた。また誤った配合比率を記載していた。(1品目)
- (ニ) エビエキスの原材料の記載順が、配合量の多い順に記載をしていなかった。魚介エキスとして、まとめて記載していた。(1品目)

2. 現在までの対応

株式会社マルハチ村松が製造する全製品を調査した結果、当該製品を含む全ての製品においてアレルギー(特定原材料等)および食品添加物の不適切な記載はありませんでした。また、これまでに対象製品における健康被害のご報告は頂いておりません。

本件は、2020年3月27日に所轄の保健所に相談しております。また、2020年4月1日に関東農政局に相談しております。

3. 加工食品メーカー様向け製品以外の製品について

当該製品は株式会社マルハチ村松の加工用事業ユニットが販売する加工食品メーカー様向けの製品であり、他の業務用事業ユニット、家庭用事業ユニット、ヘルスケア用事業ユニット、およびグループ会社である株式会社フード・デリ、B-MAX 株式会社が発売する製品、並びに株式会社マルハチ・テクノロジーが製造する製品には、不適切な記載はありませんでした。

4. お客様への対応

当該製品をご購入いただいておりますお取引先様には、個別にご連絡させていただき順次対応させていただきます。

5. 今後の対応

現在、株式会社マルハチ村松グループ本社内に食品表示問題緊急対策本部を設置し、外部コンサルティングの協力により、お客様への対応および行政機関様への対応を進めております。

食品表示問題緊急対策本部では今後、本件の原因の徹底調査と究明を行います。また、外部コンサルティングや弁護士、有識者等の協力のもと、社内の問題点の洗い出しと改善策の立案を行います。

さらに再発防止に向けた品質保証体制と組織の抜本的な見直しとして、品質保証の監査を行う中立性のある品質監査室の設置を進めます。

品質監査室によりお客様開示情報の再検証と、不適切箇所の是正を行います。

調査の結果や組織体制の変更については、今後ホームページによってお知らせします。

6. 連絡先

個別の製品についてのお問い合わせは担当営業へお願いいたします。
その他に関するお問い合わせは、以下の窓口にお問い合わせください。

株式会社マルハチ村松グループ本社 食品表示問題緊急対策本部
TEL 054-622-7408

以上